



plante moran | Audit. Tax. Consulting.
Wealth Management.

ウィズコロナ時代を生き抜く米国法人税務

JETRO WEBセミナー 2020年11月10日



プラントモラン

講演者



岸中 康浩

オハイオ コロンバス事務所

シニアマネージャー

Hiro.Kishinaka@plantemoran.com



伊佐 健太郎

オハイオ コロンバス事務所

パートナー

Kentaro.Isa@plantemoran.com

プラントモラン概要



96年
1924創立



22年
フォーチュン誌
「最も働きがいの
ある米国企業100社」
ランクイン



2,500+社
製造業
クライアント



JBS
180+社
日系企業
クライアント

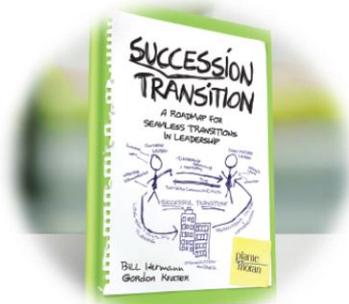
100+人
プロフェッショナル

30+人
バイリンガル

グローバル支援体制



“We Care” Culture



産業専門チーム



自動車産業



医療機器産業



食品産業



プラスチック・樹脂成型産業



エネルギー産業



プライベート・エクイティ・投資グループ

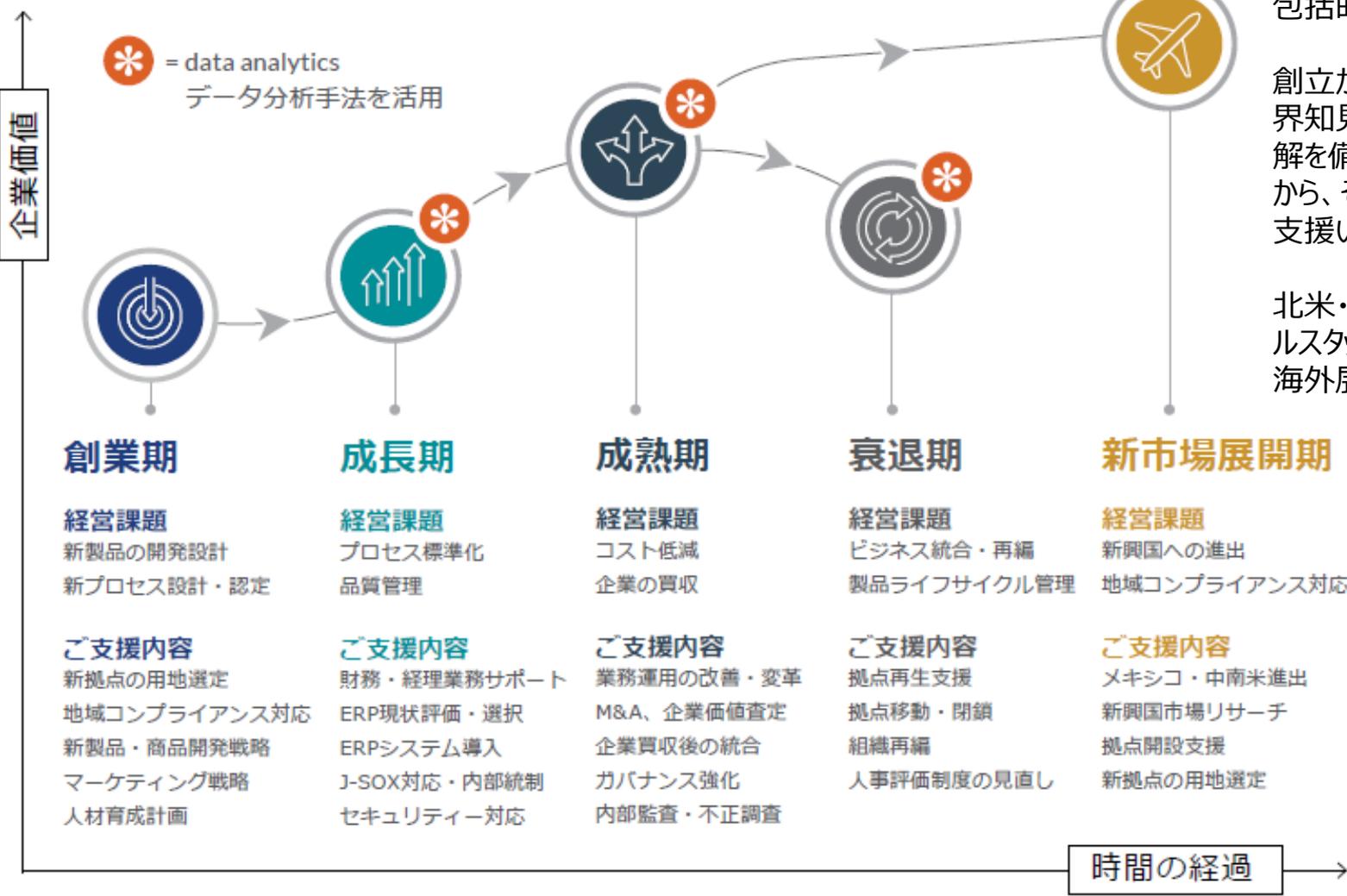


Plante Moran Consulting Services

プラントモランは、会計・税務をはじめ、業務プロセス・IT・人事組織コンサルティングを含めた包括的なサービスを提供しております。

創立から90年以上培ってきた海外現地の業界知見を有し、日本の文化・商習慣の深い理解を備えたコンサルタントが、海外拠点立上げから、その後の運用期に直面する課題解決を支援いたします。

北米・中南米においては30名以上のバイリンガルスタッフを配置し、180社以上の日系企業の海外展開支援の実績がございます。





本日のアジェンダ

- コロナ救済法 – CARES Act
- コロナ禍での新たな税務課題
- バイデン税制案 – 法人税



コロナ救済法 CARES Act



Net Operating Loss Carryback

- 2017年のタックスリフォーム（TCJA）によりNOLの繰戻しは撤廃されたが、CARES Actにより2018年1月1日以降に開始する課税年度を含め3課税年度（2018年から2020年）から生じるNOLに限り5年間の繰戻しが認められた。
- 2018年1月1日以降開始、2019年6月30日以前に終了課税年度に生じたNOLについては課税年度終了後18か月以内にForm 1139による還付請求可能（Notice 2020-26）。IRSでは現在ファックスでも受付中。
- 2018年に終了した課税年度（例、2018年3月）のNOL取り扱いを記す条文の間違い修正により2年間の繰戻が可能。Form 1139で還付請求の場合、またNOLを繰戻ししない選択をするには7月27日までにForm 1139を提出しなければならない（Notice 2020-24）。



Employee Retention Credit

- 諸条件（COVID-19による全・部分操業停止、売上の50%減少等）を満たす雇用主が支払う適格給与の50%までについて、四半期ごとに支払う雇用主負担の給与税より還付請求可。
- 還付は従業員一人につき\$5,000上限。PPPローンを受け取っている場合は使用不可。2020年第2四半期のForm 941により請求開始。
- Form 7200にて超過したクレジットの還付を事前請求する事も可能。還付請求の手続きについては給与計算会社との調整が必要。



Payroll Tax Deferral

- 雇用主負担の給与税（Social Security Tax）について2020年3月27日以降全額支払い延期（2020年のみ）。
- PPPローンを受け取り、返済免除を受けている場合でも使用可。雇用主であれば、業種、業態を問わない。
- IRSへの特別な申請等は必要無く、Form 941にて処理。

13b Deferred amount of the employer share of social security tax 13b

- 半額を2021年12月31日までに納付、残り半額を2022年12月31日までに納付。2020年第2四半期のForm 941により支払い延期を適用開始。



Section 163(j) 支払利息損金算入制限

- TCJAにより大幅に変更。
- TCJAにより支払利息損金算入額は修正後課税所得（ATI）の30%に制限。
- CARES Actにより2019年、2020年に開始する課税年度に限り、制限が30%から50%へ引き上げ。
- また、2020年に開始する課税年度は、同課税年度のATIの代わりに前年のATIを使用することが可能。



コロナ禍での新 たな税務課題



PPPローン免除

- 返済免除の際の法人税務上の取り扱い
 - 今現在IRSのガイダンスでは、免除されたPPPローンにて支払われた経費について、法人税上経費算入が否認される扱いとなる。
 - 議会にてこの取り扱いを変える法案（Small Business Expense Protection Act）が5月6日に提出されている。
 - ローン免除がそのローンの各種経費への使用と同会計年度内に起きない場合は、上記の経費算入の否認について申告書にてどの様に反映させるかを税務アドバイザーに相談する必要あり。
- ローン金額が\$2M以上の場合
 - Form 3509 – Loan Necessity Questionnaireを免除申請後に受け取る事になる模様



テレワークが州法人税の引き金になる可能性

新型コロナの影響で自宅よりテレワーク（Telecommuting）を行っている従業員が増加

- テレワークを行っている自宅の所在する州と、以前通勤していたオフィスが存在する州が違う状況が多数発生
- Bloomberg Taxの州税務当局へのアンケートによると、テレワークを実施している従業員が1名から6名存在するだけで、法人所得税の申告要件を満たす、と答えた州が37州ある。
 - この37州のうち、15州では新型コロナの為に、この要件適用を一時的に停止している。
 - テレワークは今後増加すると予想される為、企業はコロナ以前に比べ、申告を要する州・申告漏れリスクが増加する可能性大。



バイデン税制案 法人税



バイデン税制案—法人税

- 法人税率を21%から28%へ変更
- 決算書の利益（\$100M以上）に基づくミニマム税の設立
 - 代替ミニマム税として設定され、通常の法人税か決算書の利益に15%乗じたミニマム税額のどちらか高い税額を支払う
- 米国ビジネス海外移転に対して税率28%の上に10%のペナルティー
 - 米国企業が海外にて生産した商品等を米国に輸入し得た利益に対して30.8%の税率を課す（上記新税率の10%—2.8%を28%に追加）。
 - このペナルティーはコールセンターや海外で行われる米国向けのサービスにも適用。
 - 米国ビジネス（サービス・生産）の海外移転に関わる費用控除否認



バイデン税制案—法人税（続）

- バイデン「Made in America」クレジット
 - 10%の税金クレジットを米国内で雇用を生み出す投資を行った企業に与える。このクレジットは以下の投資目的に適用：
 - 閉鎖された生産施設や閉鎖されようとしている生産施設の再生
 - 生産競争力を上げる、雇用を生み出す事に寄与する生産施設の改良
 - 海外移転した生産活動の米国への回帰
 - 米国生産設備の拡大とそれによる雇用創設
 - 生産活動に伴う給与支払い増加
- トランプ政権の海外事業移転抜け穴の解消
 - GILTI（Global Intangible Low-Taxed Income）にて適用されている10.5%の税率を倍の21%へ変更。
 - レートの適用を国別とする



バイデン税制案—法人税（続）

- 不確定要素
 - FDII（Foreign-Derived Intangible Income）の扱い
 - 輸出奨励策—今現在OECDのレビュー中
 - バイデンの税政策では変更等は触れられていない
 - FDIIとGILTIは表裏一体の税制として機能する事が意図されているため、GILTIのみの修正がFDIIへマイナスの影響及ぼす可能性
 - バイデン税政策の実施タイミング
 - 上院・下院の選挙も同時に行われており、下院は民主党が過半数を維持する見通し。上院はこの選挙にて民主党が全議席の過半数に達しない場合、議会にねじれが生じ、政策の実現に大きく影響する。
- バイデン税政策の財政への影響
 - 連邦税歳入を2021年から2030年の10年間で現税制と比べ\$3.33Trillion増やすとの試算（約350兆円）。
 - 税率の21%から28%への上昇が歳入増加の最大の理由となり、今後10年間で\$1Trillion（約105兆円）。
 - バイデン税政策のビジネスに関連する部分にて歳入増加全体の46%を占める。



Q&A



Plante Moran

創業96年

180社以上の海外日系企業を支援

製造業に強い会計監査・税務・コンサルティング